

# 北海道森林バンク事業 実施要綱

## 第1 主旨

北海道自伐型林業推進協議会（以下、自伐協議会）は森林管理の担い手がおらず、放置されている森林情報を集約し意欲のある自伐型林業者（以下、森林利用者）と森林所有者（以下、森林提供者）とのマッチングを図るため、森林バンク事業を実施します。この取り組みは北海道内山村地域等の高齢、後継者不在などの事情で手入れできなくなった森林の提供を広く呼び掛け、環境に負担の少ない自伐型林業で持続的な森林経営に取り組む林業事業者を創出し、地域経済や森林環境保全に資する事を目的とします

## 第2 対象

- 1、事業の範囲は北海道内とする。
- 2、事業は森林の貸出し及び立木の販売に限定し、土地の売買は対象としない。  
ただし、契約後3年を経過すれば売買を可能とする。
- 3、森林提供者は日本国内に在住する者に限る。
- 4、森林利用者は自伐協議会の会員及び会員を中心として構成される団体・企業等とする。
- 5、森林利用者は、自伐協議会が認めた森林施業（伐採・作業道敷設・搬出）の実施能力がある事を条件とし、非皆伐施業を推奨する。
- 6、事業は森林施業を主たる林業の活動に限り、特用林産物の採取や森林レクリエーション等を主とする活動は対象外とする。
- 7、森林を利用したい森林利用者は必要事項を自伐協議会に申し込みする。
  - （1）氏名・団体名等（団体の場合は名簿添付）
  - （2）住所
  - （3）施業実施経験・資格・技術等
  - （4）活動可能範囲※

※活動可能範囲は申し込みをする個人及び団体、企業等がその管理に責任を持てる範囲とし、自伐協議会と事前に協議をする。

## 第3 管理

- 1、森林提供者の情報提供先は自伐協議会事務局とする。
- 2、森林提供者と森林利用者の個人情報及び森林情報は事務局で管理するものとし、当事業以外の使用を一切認めない。

#### 第4 提供と分配

- 1、森林提供を受ける面積は0.1ha以上とし上限は設けない。
- 2、森林の1契約面積は100haを上限とし、契約面積の合計は1000haを上限とする。
- 3、森林提供者が現れた場合、自伐協議会で調査の上、提供が妥当と判断した場合、申込み済みの森林利用者に情報提供をする。情報提供は月に1度とする。
- 4、1案件に契約希望者が複数いる場合、その契約の順序は、直近契約日、面積、資源量、必要性等を勘案し自伐協議会が決定する。
- 5、契約者の選定責任者は自伐協議会の理事・及び役員とする。

#### 第5 契約

- 1、契約は原則とし森林提供者と森林利用者間で契約する。
- 2、森林利用者は森林提供者と自伐協議会に施業実施スケジュールを提出する。
- 3、契約の期間は5年を下限とする。
- 4、契約締結には自伐協議会も協力するものとする。
- 5、契約締結1件につき、以下の手数料を森林利用者は自伐協議会に支払う。
  - ① 基本契約金 0.1ha～10ha未満 20,000円
  - ② 10ha以上の契約 基本契約金+1haあたり 2,000円

#### 第6 契約の解除

- 1、以下の事案が発生した場合は森林提供者と森林利用者は契約を解除できる。
  - ① 森林提供者が説明していた森林情報に虚偽があった場合。
  - ② 森林利用者が森林施業を怠るなど、自伐協議会の名誉を棄損させた場合。
  - ③ 森林が契約者間で売買なされる場合。

#### 第7 調査

- 1、森林提供者からの情報を受け、現地調査などが必要な場合は、自伐協議会は森林提供者にその費用を請求できるものとする。
  - ① 費用の内訳
    - (1) 交通費・公共交通機関の運賃または車の場合1kmあたり15円+高速利用料
    - (2) 宿泊費・一人、1回10,000円を上限
    - (3) 人件費・一人、1日15,000円を上限

#### 第8 協議事項

- 1、実施要綱に定めのない事項については、民法、その他関係法令及び取引慣行に従い、発生の都度、契約者が誠意を持って協議の上解決するものとする。

\*2018年3月10日策定